

### 令和2年に国民年金保険料を納めた方へ 「社会保険料控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告の際、金額が社会保険料控除の対象となります。家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した方が社会保険料控除として申告することができ、確定申告や年末調整等で社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。

#### 2年分を前納した場合

令和2年4月に「2年前納」により納めた国民年金保険料を所得から控除する場合は、全額を納めた年に控除するか、各年に相当する額を各年に控除するか、いずれかを選択します。

#### 証明書の送付時期

▼令和2年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した方：11月上旬  
※申告の際は、10月以降

### 新築・増築の調査に伺います

#### 家屋を新築・増築したら

市では、新築または増築された家屋（住宅、店舗、工場、車庫等）の調査を行っています。

この調査は、令和3年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するための調査で、2年間に新築・増築さ

れた、すべての家屋が対象となります。

建築確認を申請していない小規模な増築、物置やサニタリーなどの設置なども、課税の対象となる場合がありますので、ご連絡ください。

#### 家屋を取り壊したら

家屋（住宅、店舗、工場、車庫、物置等）の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号（不明な場合は、所在地番種類、構造、床面積等）を

お問い合わせ 資産税課家屋係

### 11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動

暴力は、対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の権利を著しく侵害するものであり、男女平等参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

#### デートDV

男女間における暴力は、夫婦間だけでなく、恋人同士の間でも、女性に対する暴力が問題となっており、お互いを尊重しながら、対等な関係を築くために、二人の関係を直視してみよう。

一人でも悩まず相談を 配偶者などによる暴力で困ったときは、一人で悩まず相談窓口にご相談ください。秘密は守られます。

配偶者暴力(DV)相談窓口 市役所 ☎22-1111 (月～金曜日・午前8時30分～午後5時) ▼東京ウイメンズプラザ ☎03-5467-2455 (毎日・午前9時～午後9時)

配偶者による暴力の被害者は、多くの場合、女性です。「暴力」は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、脅す、怒鳴る、実家や友人との交際を制限して孤立させるなどの

### 11月12日～18日は全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、東京法務局では、「女性の人権ホットライン」を受け付けます。

### 令和2年度狂犬病予防集合注射

市と獣医師会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期していた令和2年度狂犬病予防集合注射を実施します。

狂犬病予防のため、犬の飼い主は、飼い犬の生涯1回の登録と、毎年1回4～6月に狂犬病予防注射を受けさせ、市町村から済票の交付を受けることが法律で義務づけられています。

日程(11月)	会場	時間
25日(水)	沢井市民センター	午前10時～10時40分
	成木市民センター	午前11時20分～正午
26日(木)	長淵市民センター	午前10時～11時
	わかぐさ公園東側駐車場	午前11時30分～午後零時30分
27日(金)	大門市民センター	午前10時～10時50分
	健康センター	午前11時20分～正午

※いずれも、つり銭が出ないよう、現金500円を環境政策課(市役所5階)へお持ちください。

犬のふんや尿は、飼い主が責任を持って始末してください。

今年度の注射済票(写真参照)をお持ちの方は、集合注射等の必要はありません。注射済票の交付を受けていない場合は、注射済証、ハガキ、交付手数料550円を環境政策課へお持ちください。



今年度の注射済票(写真参照)をお持ちの方は、集合注射等の必要はありません。注射済票の交付を受けていない場合は、注射済証、ハガキ、交付手数料550円を環境政策課へお持ちください。